



令和7年3月14日

報道関係者各位

一般社団法人 奈良先端医工科学連携機構

## 全国初となる医工連携を目的とした「大学等連携推進法人」の認定

奈良先端医工科学連携機構（略称：MSTeC NARA[エムステックなら]）は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（奈良県生駒市）と公立大学法人奈良県立医科大学（奈良県橿原市）が社員となり設立されました。

法人設立後、より一層の学術の進展、我が国の発展、地域社会への貢献を目指すため、令和7年3月中の「大学等連携推進法人」の認定に向けて申請中です。「大学等連携推進法人」に認定されれば、全国9例目で、医工連携を目的とした認定は全国初となります。

（注）大学等連携推進法人：2つ以上の大学等の設置者を社員とする一般社団法人で、それらの大学等の連携の推進を目的とするものとして、文部科学大臣の認定を受けたもの

### ◆大学等連携法人が目指すところ

これまでの両大学の教育研究交流を基盤とする医工連携の推進

1. Digital Medicine<sup>※</sup>、Molecular Medicine<sup>※</sup>の拠点形成とこれを基盤とする産学連携
2. 上記産学連携に基づく関連産業の社会人教育
3. 「第二の山中伸弥」の育成を目指す MD-PhD コース<sup>※</sup>の設計
4. 理工学を融合した医科学や、健康・福祉分野の先端科学など新しい大学院教育の創出
5. ICT 技術を活かした奈良県のへき地医療への新しい取組みとその全国展開

※配布資料をご参照ください。

つきましては、関係資料を配布するとともに、認定された際には、下記のとおり記者発表等を行いますので、是非ともご出席くださいますよう、お願い申し上げます。

### 記

<日 時> 令和7年4月2日（水） 13時30分～ （45分程度）

※なお、記者会見前（13時15分～）に、山下真奈良県知事を表敬訪問します。

表敬訪問（知事室）は撮影のみとし、質疑応答は記者発表の場で行います。

<場 所> 奈良県庁 主棟 5階 第一会議室

<出席者> 一般社団法人奈良先端医工科学連携機構  
代表理事 塩崎 一裕（奈良先端科学技術大学院大学 学長）  
副代表理事 細井 裕司（奈良県立医科大学 理事長・学長）  
理 事 太田 淳（奈良先端科学技術大学院大学 理事・副学長）  
理 事 嶋 緑倫（奈良県立医科大学 理事・副学長）  
奈良県知事 山下 真

<参加申込要領>

右のQRコードまたは以下のURLからお申込みください。

<https://forms.office.com/r/6bMhMkqnGi>

会場準備の都合がありますので、3月28日（金）頃までにお申込みください。



<取材に関するお問い合わせ先>

奈良先端科学技術大学院大学 企画総務課 渉外企画係

TEL : 0743-72-5063/5112 FAX : 0743-72-5011 E-mail : s-kikaku@ad.naist.jp

奈良県立医科大学 総務広報課

TEL : 0744-22-3051（内線 2204） FAX : 0744-25-7657 E-mail : koho@naramed-u.ac.jp

医療と工学の未来を創る  
新たなイノベーションの拠点

一般社団法人

# 奈良先端医工科学連携機構

Medical Science and Technology Collaboration NARA (略称:MSTeC NARA)

エムステック

定款 第3条(目的):

この法人は、国立大学法人**奈良先端科学技術大学院大学**と公立大学法人**奈良県立医科大学**との大学等連携推進業務を実施することにより、教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、医学、工学及び関連諸科学の緊密な連携並びに共創の輪の拡大によるイノベーションの創出を通じて地域の発展に寄与することを目的とする。

- ・ R6.12.25 一般社団法人奈良先端医工科学連携機構を設立
- ・ R7.3月の**大学等連携推進法人**認定を目指して文部科学大臣へ申請中

医療と工学の未来を創る  
新たなイノベーションの拠点

一般社団法人

# 奈良先端医工科学連携機構

Medical Science and Technology Collaboration NARA (略称:MSTeC NARA)

エムステック

## 大学等連携推進法人とは？

2つ以上の大学等の設置者を社員とする一般社団法人で、  
それらの大学等の**連携**の推進を目的とするのものとして、  
文部科学大臣の認定を受けたもの

**連携**の例： 連携開設科目、共同教育課程、共同FD・SD研修  
産学連携窓口の共同設置  
教育研究施設の共同利用、物品の共同調達、合同イベント

国公立など設置者の異なる大学等が様々な目的で  
連携を深めるため大学等連携推進法人を設立

FD (ファカルティ・デベロップメント) : 大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究  
SD (スタッフ・デベロップメント) : 大学の管理運営や教育・研究等に関わる教職員に必要な知識及び技能を習得させ、  
並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるなどの取組

医療と工学の未来を創る  
新たなイノベーションの拠点

一般社団法人

# 奈良先端医工科学連携機構

Medical Science and Technology Collaboration NARA (略称:MSTeC NARA)

エムステック

## MSTeC NARAが行う連携推進事業

- ① 研究活動の活性化に関すること
- ② 人材育成の充実に関すること
- ③ イノベーションの創出に関すること
- ④ 連携開設科目の設置と運営に関すること
- ⑤ 学生及び教職員の交流に関すること
- ⑥ 効率的な大学運営に関すること      など

企画調整委員会及び  
教育連携委員会を設置  
し、左記事業について  
検討・実施

医療と工学の未来を創る  
新たなイノベーションの拠点

一般社団法人

# 奈良先端医工科学連携機構

Medical Science and Technology Collaboration NARA (略称:MSTeC NARA)

エムステック

## 大学等連携法人が目指すところ:

これまでの両大学の教育研究交流を基盤とする**医工連携**の推進

1. Digital Medicine、Molecular Medicine の拠点形成とこれを基盤とする産学連携
2. 上記産学連携に基づく関連産業の社会人教育
3. 「第二の山中伸弥」の育成を目指すMD-PhDコース の設計
4. 理工学を融合した医科学や、健康・福祉分野の先端科学など新しい大学院教育の創出
5. ICT技術を活かした奈良県のへき地医療への新しい取組みとその全国展開

Digital Medicine : 人間の健康のための測定、介入を行うエビデンスに基づくソフトウェアやハード製品

Molecular Medicine : 遺伝子、蛋白、その他の細胞分子がどのように機能しているかを理解することにより、疾患の診断法や治療法を開発していく医学の一分野

MD-PhDコース : 医学部在学中に大学院に進学して博士(医学)[=PhD]を取得するとともに、学士(医学)[=MD]も取得するコース

医療と工学の未来を創る  
新たなイノベーションの拠点

一般社団法人

# 奈良先端医工科学連携機構

Medical Science and Technology Collaboration NARA (略称:MSTeC NARA)

エムステック

## 共同研究助成事業の実施:

研究活動・イノベーション創出のために、以下の分野の両大学の共同研究に対して  
2件・各100万円の研究助成を実施

- ①独創的・先駆的な研究
- ②新しい研究分野の展開につながる契機となることが期待される研究
- ③地域貢献につながる研究
- ④大型外部資金・競争的資金の獲得を目指す研究

# 大学等連携推進法人について

## 制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。

(一般社団法人) ○○**地域大学ネットワーク機構**

**理事会**  
(理事3人以上、監事1人以上、代表理事1人)  
法人の業務執行の決定

法人の業務を執行

**社員総会**  
法人に関する重要事項の決議

意見具申  
・業務の実施状況の評価

※評議会の設置は任意

**大学等連携推進評議会**

※学識経験者、産業界等で構成



文部科学大臣

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の提出・公表を求める

### 大学等連携推進方針

- 連携の推進を図る意義、大学等連携推進業務に関する事項
- 連携開設科目の開設・共同教育課程の編成（大学間の役割分担含む）などの連携内容とその目標 等

### 大学等連携推進業務（例）

- 教育機能の強化：大学間における教学上の連携に係る管理（協議の場の運営等）
- 研究機能強化：産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同管理、知的財産の共同管理
- 運営効率化：FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

### 大学等連携推進法人における教学上の大学間連携

- 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ等

「社員」として参画

「社員」として参画

「社員」として参画

「社員」として参画

参加法人(大学を設置する者)

(例) 国立大学法人



国立大学

(例) 公立大学法人



公立大学

(例) 学校法人



私立大学

※全学的な参画に限らず学部単位、学位プログラム単位での参画も可能



・研究開発法人  
・高等専門学校  
・関係自治体  
等

### 大臣による認定基準（例）

- 大学等連携推進業務を主たる目的とすること
- 大学等連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用などの適切な方法により、公表していること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること